

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>(削除)</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p><u>関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）</u> <u>(C-9300)</u></p> <p>(1) 申請先税関長 <u>申請先の税関名を○で囲む。(複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を○で囲む)</u></p> <p>(2) <u>「輸出入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</u></p> <p>(3) 本文 <u>特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の8第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれ○で囲み、また、関税関係帳簿を電磁的記録による保存をしようとする場合は「第4条第1項」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第5条第1項」の文字をそれぞれ○で囲む。</u></p> <p>(4) 「1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所」の各欄</p> <p>イ <u>「帳簿の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿の種類名称を「仕入帳」「輸入台帳」等のように記載する。なお、関税法施行令第4条の12第3項、第59条の12第3項又は第83条第5項の規定の適用を受ける書類についても、記載不要である。</u></p> <p>ロ <u>「備付け開始日」欄には、承認を受けようとする帳簿の備付けを開始する日を記載する。</u></p> <p>ハ <u>「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲む。</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>二 「<u>保存場所</u>」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載する。</p> <p>(5) 「<u>2 所轄外税関長を経由して提出する理由</u>」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。</p> <p>(6) 「<u>3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は67の8-2、94-2、94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）</u>」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(7) 「<u>5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要</u>」の各欄</p> <p>イ 「<u>区分</u>」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。</p> <p>ロ 「<u>メーカー名</u>」、「<u>機種名</u>」及び「<u>台数</u>」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。</p> <p>ハ 「<u>運用形態</u>」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲む。</p> <p>三 「<u>設置場所</u>」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。 なお、「<u>運用形態</u>」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載する。</p> <p>(8) 「<u>6 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要</u>」の各欄</p> <p>イ 「<u>区分</u>」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシス</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>「<u>テム</u>」のように記載する。</p> <p>口 <u>市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載する。</u></p> <p>ハ <u>市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名及びプログラム言語をそれぞれ記載する。</u></p> <p>ニ <u>自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載する。</u></p> <p>(9) <u>「7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。</u></p> <p>イ <u>共通の記載方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。</u> ② <u>〔 〕内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載する。</u> <p>口 <u>個別の記載方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規定等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を括弧内に記載する。</u> ② <u>「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載する。</u> ③ <u>「(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載する。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用するときは、①システム概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はない。</u>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p>④ 「(5) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及びその項目が記載されている帳簿の種類名称を記載する。</p> <p>(10) 「8 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の有無及び承認を受けている場合は、①承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、②承認を受けた主な帳簿の種類名称及び③承認した所轄税務署長等を記載する。</p> <p>また、過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無及び取り消された場合はその年月日も記載する。</p> <p style="text-align: center;">関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類） <u>(C-9310)</u></p> <p>(1) 申請先税関長 <u>申請先の税関名を○で囲む。(複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を○で囲む)</u></p> <p>(2) 「輸出入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>(3) 本文 <u>特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の8第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれ○で囲み、また、関税関係帳簿を電磁的記録による保存をしようとする場合は「第4条第2項」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第5条第2項」の文字をそれぞれ○で囲む。</u></p> <p>(4) 「1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所」の各欄 イ 「書類の種類名称」欄には、承認を受けようとする書類の種類名称を「成</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>分分析表」「発注書」等のように記載する。</p> <p>口 「<u>書類の保存に代える日</u>」欄には、承認を受けようとする書類の電磁的記録又はCOMの保存をもって書類の保存に代える日を記載する。</p> <p>ハ 「<u>保存方法</u>」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲む。</p> <p>二 「<u>保存場所</u>」欄には、承認を受けようとする書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。</p> <p>(5) 「<u>2 所轄外税関長を経由して提出する理由</u>」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。</p> <p>(6) 「<u>3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は67の8-2、94-2、94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）</u>」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(7) 「<u>5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要</u>」の各欄</p> <p>イ 「<u>区分</u>」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。</p> <p>口 「<u>メーカー名</u>」、「<u>機種名</u>」及び「<u>台数</u>」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。</p> <p>ハ 「<u>運用形態</u>」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲む。</p> <p>三 「<u>設置場所</u>」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>なお、「<u>運用形態</u>」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載する。</p> <p>(8) 「<u>7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置</u>」の各欄は、次により記載する。</p> <p>イ 共通の記載方法</p> <p>① 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。</p> <p>② [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載する。</p> <p>ロ 個別の記載方法</p> <p>① 「(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載する。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用するときは、①システム概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はない。</p> <p>② 「(3) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類の種類名称を記載する。 なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。</p> <p>(9) 「<u>8 その他参考となる事項</u>」欄には、国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の有無及び承認を受けている場合は、①承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、②承認を受けた主な書類の種類名称及び③承認した所轄税務署長等を記載する。 また、過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無及び取り消された場合はその年月日も記載する。</p> <p><u>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書（スキャナ）（C-9315）</u></p>
(削除)	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(1) <u>申請先税関長</u> <u>申請先の税関名を○で囲む。(複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を○で囲む)</u></p> <p>(2) <u>「輸出入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</u></p> <p>(3) <u>本文</u> <u>特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の6第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれ○で囲む。</u></p> <p>(4) <u>「1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等」の各欄</u></p> <p>イ <u>「書類の種類名称」欄には、承認を受けようとする書類の種類名称を「検収書」等のように記載する。</u></p> <p>ロ <u>「ファイル形式」欄は、例えば、PDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載する。</u></p> <p>ハ <u>「書類の保存に代える日」欄には、承認を受けようとする書類の電磁的記録をもって書類の保存に代える日を記載する。</u></p> <p>ニ <u>「保存場所」欄には、承認を受けようとする書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。</u></p> <p>ホ <u>「受領者等による読み取り」欄には、承認を受けようとする書類に、書類の作成又は受領をする者（以下「受領者等」という。）が読み取るものがある場合、□（チェック欄）にレ点を記入する。</u></p> <p>ヘ <u>「入力方式」欄は、承認を受けようとする書類の種類ごとに採用する入力方式の□（チェック欄）にレ点を記入する。</u></p> <p>ト <u>「関連帳簿」欄には、承認を受けようとする書類との関連付けを行う帳簿の名称を記載する。</u></p> <p>(5) <u>「2 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(6) 「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8、67の8-2、94-2及び94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(7) 「5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」の各欄</p> <p>イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む（デジタルカメラやスマートフォン等の場合、「スキャナ」を○で囲む。） なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。</p> <p>ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。</p> <p>ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲む。</p> <p>ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。 なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載する。</p> <p>ホ 記載に当たっては、記載欄の範囲内で、主なものを記載する。</p> <p>(8) 「6 財務省令に定める要件を満たすためとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。</p> <p>イ 共通の記載方法</p> <p>① 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。</p> <p>② [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>口 <u>個別の記載方法</u></p> <p>① 「(2)-1 タイムスタンプの付与に関する措置」の「事業者の名称」欄には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載する。</p> <p>② 「(4) 記載事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄</p> <p>a 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。</p> <p>b 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品等をそれぞれ記載する。</p> <p>c 自己が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、「使用者名等」及び「プログラム言語」をそれぞれ記載する。</p> <p>ハ 「(7) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記載事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載する。</p> <p>二 「(9) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄の「訂正削除管理機能」とは、承認申請書6(4)に記載した電子計算機処理システムをいう。</p> <p>ホ 「(10) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類の種類名称を記載する。 なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。</p> <p>(9) 「7 その他参考となる事項」欄には、国税関係書類の電磁的記録による保存の承認の有無及び承認を受けている場合は、①承認を受けた年月日又は</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>その承認があったものとみなされた日、②承認を受けた主な書類の種類名称及び③承認した所轄税務署長等を記載する。</u></p> <p><u>また、過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無及び取り消された場合はその年月日も記載する。</u></p>
(削除)	<p><u>関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）（C-9320）</u></p> <p>(1) <u>申請先税関長</u> <u>申請先の税関名を○で囲む。(複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を○で囲む)</u></p> <p>(2) <u>「輸出入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</u></p> <p>(3) <u>本文</u> <u>特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の6第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれ○で囲む。</u></p> <p>(4) <u>「1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所」の各欄</u></p> <p>イ <u>「帳簿書類の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。</u></p> <p>ロ <u>「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿書類のCOMによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載する。</u> <u>また、括弧内には、その帳簿書類について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。</u></p> <p>ハ <u>「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(5) 「<u>2 所轄外税関長を経由して提出する理由</u>」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。</p> <p>(6) 「<u>4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間</u>」欄は、COMによる保存をしようとする期間のいずれかの番号を○で囲む。 また、①に○を付した場合は、括弧内に特定する期間（保存期間の初日からCOMによる保存を開始する日までの期間）を記載する。</p> <p>(7) 「<u>5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要</u>」の各欄</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 「<u>区分</u>」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。 ロ 「<u>メーカー名</u>」、「<u>機種名</u>」及び「<u>台数</u>」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。 ハ 「<u>運用形態</u>」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「<u>自己</u>」又は「<u>委託</u>」のいずれかを○で囲む。 ニ 「<u>設置場所</u>」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。 なお、「<u>運用形態</u>」欄で「<u>委託</u>」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載する。 <p>(8) 「<u>6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要</u>」の各欄</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 「<u>区分</u>」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「<u>関係法人のシステム</u>」のように記載する。 ロ 市販プログラムを使用する場合には、「<u>メーカー名</u>」及び「<u>商品名等</u>」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載する。 ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「<u>所有者名等</u>」及び「<u>プログラム言語</u>」の各欄に使用するプログラムの所有者名及びプログラム言語をそれぞれ記載する。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>三 <u>自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載する。</u></p> <p>(9) 「<u>7 財務省令に定める要件を満たすためとろうとする措置</u>」の各欄は、<u>次により記載する。</u></p> <p>イ <u>共通の記載方法</u></p> <p>① <u>申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。</u></p> <p>② <u>[] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載する。</u></p> <p>ロ <u>個別の記載方法</u></p> <p>① <u>「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規定等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を括弧内に記載する。</u></p> <p>② <u>「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載する。</u></p> <p>③ <u>「(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載する。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用するときは、①システム概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はない。</u></p> <p>④ <u>「(5) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿書類の種類名称を記載する。</u> <u>なお、複数の書類について、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。</u></p> <p>⑤ <u>「(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置」欄は、「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代え</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p>ようとする期間」が全保存期間中の3年目までの期間を含む場合にのみ記載する。</p> <p>(10) 「8 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第5条第3項の承認申請の有無を記載する。</p> <p><u>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書（C-9330）</u></p> <p>(1) 申請先税関長 申請先の税関名を○で囲む。（複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を○で囲む）</p> <p>(2) 「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>(3) 本文 特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の8第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれ○で囲む。</p> <p>(4) 「1 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。</p> <p>(5) 「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称」の各欄 イ 「帳簿書類の種類名称」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。 ロ 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。 ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をやめようとする場合は「電</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>「<u>磁的記録</u>」の、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の、<u>スキャナ</u>による保存をやめようとする場合には「<u>スキャナ</u>」の文言の前の□（チェック欄）にレ点を記入する。</p> <p>なお、法第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、法第4条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項（書類の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せてとりやめときは、両方の文字を○で囲むとともに、「<u>当初の承認を受けた年月日等</u>」欄に法第4条の承認年月日と法第5条第3項の承認年月日を併記する。</p> <p>二 「<u>保存場所</u>」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。</p> <p>(6) 「<u>3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由</u>」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載する。</p> <p>(7) 「<u>4 その他参考となる事項</u>」欄には、法第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、法第4条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項（書類の場合）の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載する。</p> <p>また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第7条第1項の届出の状況等を記載する。</p> <p><u>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C-9340）</u></p> <p>(1) <u>申請先税関長</u> 申請先の税関名を○で囲む。（複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を○で囲む）</p>
(削除)	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(2) 「<u>輸出入者符号</u>」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>(3) 本文 特例輸入者が申請する場合は「<u>関税法第7条の9第2項</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第67条の8第2項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第94条第3項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p> <p>(4) 「<u>1 所轄外税関長を経由して提出する理由</u>」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。</p> <p>(5) 「<u>2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称</u>」の各欄 イ 「<u>帳簿書類の種類名称</u>」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の種類名称を「<u>仕入帳」「成分分析表</u>」等のように記載する。 ロ 「<u>当初の承認を受けた年月日等</u>」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。 ハ 「<u>保存方法</u>」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「<u>電磁的記録</u>」の、COMによる保存の場合は「<u>COM</u>」の、スキャナによる保存の場合には「<u>スキャナ</u>」の文言の前の□（チェック欄）にレ点を記入する。 ニ 「<u>保存場所</u>」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。</p> <p>(6) 「<u>3 変更しようとする事項及び変更の内容</u>」欄には、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載する。</p> <p>(7) 「<u>4 その他参考となる事項</u>」欄には、システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を画面に出力して保存することとした場合、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難な事情並びに画面により保存をする帳簿書類の書類及び残りの保存期間を記載する。</p> <p>また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書兼用）（C-9300）</u></p> <p>「税関長」欄には、届出の時点における申告先税関長（予定を含む）を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。</p> <p>「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>「1 特例の適用を受けようとする帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 名称等 関税法及び消費税法の規定により備付け及び保存を行う帳簿の名称を「輸入台帳」「総勘定元帳」等のように記載する。</p> <p>(2) 備付け及び保存に代える日 特例の適用を受けようとする帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録のCOMによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代える日を記載する。</p> <p>「2 その他参考となるべき事項」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 特例の適用を受けようとする関税関係帳簿・国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要 「帳簿の名称」欄には、1の帳簿の種類に記載した名称等を記載し、使</p>	<p>項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第7条第2項の届出の状況等を記載する。</p> <p>（新規）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>用するプログラム（ソフトウェア）の概要に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。また、市販ソフトウェアを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名」の各欄に使用するソフトウェアのメーカー名及び商品名をそれぞれ記載し、自己が開発したプログラムのうち他の者に委託して開発したプログラムを使用する場合には、「委託先」欄に委託先を記載する。</p> <p>(2) その他参考となる事項</p> <p>国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書の所轄税務署長への提出の有無について□（チェック欄）にレ点を記入し、届出の状況等を記載する。</p> <p><u>関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書兼用）・関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書（C-9310）</u></p> <p><u><関税法施行規則第2条第2項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第2項の規定により届け出る場合の記載要領></u></p> <p>「税関長」欄には、申告先税関長を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。</p> <p>「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>本文上段の□（チェック欄）にレ点を記入し、特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載する。</p> <p>「4 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨を届け出ている場合に</p>	(新規)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、取りやめの届出書の所轄税務署長への提出の有無について□（チェック欄）にレ点を記入し、届出の状況等を記載する。</p> <p>＜旧関税法第7条の9第2項、第67条の8第2項又は第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出る場合の記載要領＞</p> <p>「税関長」欄には、申請先税関長を記載することとし、申請先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。</p> <p>「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>本文下段の□（チェック欄）にレ点を記入し、特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の8第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれ○で囲む。</p> <p>「1 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この届出書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。</p> <p>「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称等」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 帳簿書類の種類名称 電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。 (2) 当初の承認を受けた年月日等 電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。 (3) 保存方法 電磁的記録による保存をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COM 	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>による保存をやめようとする場合は「COM」の、スキャナによる保存をやめようとする場合には「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ点を記入する。</p> <p>なお、旧関税法第7条の9第2項、第67条の8第2項又は第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧電帳法」という。）第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、同法第4条第1項（帳簿の場合）又は同条第2項（書類の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せてとりやめるとときは、両方の文言の前の□（チェック欄）にレ点を記入するとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に同法第4条の承認年月日と同法第5条第3項の承認年月日を併記する。</p> <p>(4) 保存場所</p> <p>電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。</p> <p>「3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載する。</p> <p>「4 その他参考となる事項」欄には、準用旧電帳法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合には、基となった書類の保存の状況を記載する。また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（旧電帳法第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、旧電帳法第7条第1項の届出の状況等を記載する。</p> <p>関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書兼用）・関税関</p>	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C-9320）</u></p> <p><u><関税法施行規則第2条第3項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第3項の規定により届け出る場合の記載要領></u></p> <p>「税関長」欄には、申告先税関長を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。</p> <p>「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>本文上段の□（チェック欄）にレ点を記入する。</p> <p>「3 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項、当該変更の具体的な内容及び特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載する。</p> <p>「4 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨を届け出ている場合には、変更の届出書の所轄税務署長への提出の有無について□（チェック欄）にレ点を記入し、届出の状況等を記載する。</p> <p><u><旧関税法第7条の9第2項、第67条の8第2項又は第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定により届け出る場合の記載要領></u></p> <p>「税関長」欄には、申請先税関長を記載することとし、申請先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。</p> <p>「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>本文下段の□（チェック欄）にレ点を記入し、特例輸入者が申請する場合は</p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<u>関税法第7条の9第2項</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第67条の8第2項</u>」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「<u>第94条第3項</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p> <p>「1 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この届出書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。</p> <p>「2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称等」欄には、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 帳簿書類の種類名称 変更しようとする事項に係る帳簿書類の種類名称を「<u>仕入帳」「成分分析表</u>」等のように記載する。</p> <p>(2) 当初の承認を受けた年月日等 変更しようとする日及び変更しようとする事項に係る帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。</p> <p>(3) 保存方法 変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「<u>電磁的記録</u>」の、COMによる保存の場合は「<u>COM</u>」の、スキヤナによる保存の場合には「<u>スキヤナ</u>」の文言の前の□（チェック欄）にレ点を記入する。</p> <p>(4) 保存場所 変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。</p> <p>「3 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項及びその変更の具体的な内容を記載する。</p> <p>「4 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（旧電帳法第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における同法第7条第2項の届出の状況等を記載する。また、</p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>システムの変更の場合に、旧法の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否について、□（チェック欄）にレ点を記入する。</p> <p>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（<u>国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書兼用</u>）（C-9345）</p> <p>「税関長」欄には、申告先税関長を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。</p> <p>「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>本文の対応する□（チェック欄）にレ点を記入する。</p> <p>「1 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この届出書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。</p> <p>「2 届出をする過去分重要書類の種類及び基準日」欄には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 根拠税法 保存しようとする書類の保存義務を規定した法令を「関税法」等のように記載する。</p> <p>(2) 書類の種類名称等 保存しようとする書類の種類名称等を「契約書」等のように記載する。</p> <p>(3) ファイル形式 例えばPDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載する。</p> <p>(4) 基準日 関税関係書類の電磁的記録をもって当該関税関係書類の保存に代える日（旧関税法施行規則第1条の4、第8条、第10条及び第11条において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特</p>	<p>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（<u>過去書類</u>）（C-9345）</p> <p>(1) 申請先税関長 申請先の税関名を○で囲む。（複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を○で囲む。）</p> <p>(2) 本文 特例輸入者が申請する場合は「<u>関税法第7条の9第2項</u>」及び「<u>関税法施行規則1条の4</u>」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「<u>第67条の8第2項</u>」及び「<u>第8条</u>」の文字を、それ以外の輸入者が申請する場合は「<u>第94条第3項</u>」及び「<u>第10条</u>」を、それ以外の輸出者が申請する場合は「<u>第94条第3項</u>」及び「<u>第11条</u>」の文字をそれぞれ○で囲む。</p> <p>(3) 「1 届出をする過去分重要書類の種類及び基準日」の各欄 イ 「書類の種類名称」欄には、保存しようとする事項に係る書類の種類名称を「契約書」等のように記載する。 ロ 「ファイル形式」欄には、例えばPDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載する。 ハ 「基準日」欄には、関税関係書類の電磁的記録をもって当該関税関係書類の保存に代える日として承認を受けた年月日を記載する。</p> <p>(4) 「2 既に承認を受けている装置以外を使用し過去分重要書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、当該装置の概要を記載してください。（既に承認を受けている装置を使用する場合は記載不要です。また、この欄は<u>関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項</u>において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>例に関する法律施行規則第 3 条第 7 項規定の適用を受ける場合には関税関係書類の電磁的記録をもって当該関税関係書類の保存に代える日として承認を受けた年月日）を記載する。</p>	<p><u>の特例に関する法律第 7 条第 2 項の規定による届出書の記載欄を兼ねています。」欄</u></p> <p>イ 「区分」欄には、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。</p> <p>ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、記録装置のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。</p> <p>ハ 「設置場所」欄には、記録装置の設置場所を記載する。</p> <p>(5) 「3 その他参考となる事項」欄には、国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の届出の有無及び届出書を提出している場合は、①届出書を提出した年月日、②届出書を提出した主な書類の種類名称及び③承認した所轄税務署長等を記載する。</p>